

○経済産業省令第六十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

第一条～第七条 「略」

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例)</p> <p>第五十条 第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第二十五条の九の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 前四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由</p> <p>によりこれらの号に規定する回数で保安業務を行うことが困</p>	<p>(第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例)</p> <p>第五十条 第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第二十五条の九の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[新設]</p>

難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上保安業務を行うことができる。

様式第14 (第81条関係)

[略]

1～4 [略]

(備考) 1・2 [略]

3 第81条の災害その他やむを得ない事由により経産省大臣が定めた期間内に受ける場合においてはその旨を記載すること。

4 前回の保安検査の検査年月日は、第81条第3項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第14 (第81条関係)

[略]

1～4 [略]

(備考) 1・2 [略]

3 第81条の災害その他やむを得ない事由により経産省大臣又は都道府県知事が定めた期間内に受ける場合においては、その旨を記載すること。

3 前回の保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみな

5 [略]

様式第45 (第81条関係)

[略]

(備考) 1 [略]

2 保安検査の検査年月日の欄には、第81条第3項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

される日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第45 (第81条関係)

[略]

(備考) 1 [略]

2 保安検査の検査年月日の欄には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

<p>様式第46 (第82条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(備考) 1・2 [略]</p> <p>3 保安検査の検査年月日は、<u>第81条第3項</u>により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</p> <p>4 [略]</p>	<p>様式第46 (第82条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(備考) 1・2 [略]</p> <p>3 保安検査の検査年月日は、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項</u>により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記しなす。</p>	

第九条～第十一条 「略」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。